新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金申請方法

概要

対 象:

県内に営業所のある旅館業法の許可事業者(風営法第2条第6項に規定する事業者を除く。)

※4月25日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

支給金額:

① 4月25日から5月31日中に宿泊される予定のお客様の予約延期・キャンセルした件数1人泊あたり6千円

② 5月7日から31日までの営業休止日数1日あたり6千円

(①、②の合計額を支給します。 1施設あたり12万円を上限とします。)

申請方法

※三重県旅館ホテル生活衛生同業組合員以外の方も以下に申請書をご提出ください

申 請:

郵送のみ

(※新型コロナウイルス感染拡大防止のため持参による提出は一切受け付けません)

申請期限:

4月27日から6月5日(消印有効)

申請先:

三重県旅館ホテル生活衛生同業組合

あ て 先:

〒514-0053 津博多郵便局留

(〒514-0817 三重県津市西丸之内1-1家城ビル3階)‐

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵送を推奨します

必要書類:

① 申請書

<u>どちらかを添付</u> してください。

- · 宿泊予約延期・キャンセル数を証明する書類 (ex. 予約管理台帳、インターネットの予約管理画面等)
 - ・営業休止等の状況を証明する書類 (ex. 施設の入り口やホームページ、SNSへの掲載等)
- ③ 口座登録申請書
- ④ 通帳の写し
- ⑤ 旅館業法の許可証の写し ※紛失等の場合は「相談窓口」にお問い合わせください。 保健所へのお問い合わせはお控えください。

問い合わせ先:宿泊予約延期協力金相談窓口(9:00~17:00)

電 話:059-224-2520



記載例(切り取って使用可能です。)